

平成十二年通商産業省令第三百九十八号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
第十一条第三項の単位数量当たりの第一種
最終処分業務に必要な金額及び同法第十一
条の第二第三項の単位数量当たりの第二種最
終処分業務に必要な金額を定める省令
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平
成十二年法律第十七号）第十一条第三項の規定
に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する
法律第十一条第三項の単位数量当たりの最終処分
業務に必要な金額を定める省令を次のように定め
る。

第一条 令和六年における特定放射性廃棄物の最
終処分に関する法律（平成十二年法律第十七
号。以下「法」という。）第十一条第三項の単
位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金
額は、次の表のとおりとする。

原子力発電単位数量当たりの第一種最終処分 環境整備業務に必要な金額	
原子力発電環境整備業務に必要な金額	
原子力発電電圧残存物を固型化した物又は法第二 条環境整備機第五項第四号に掲げる残存する物を 固型化した物一個当たり二億一千二 百八十七万三千円	

第二条 令和六年における法第十一条の第二第三
項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要
な金額は、次の表のとおりとする。

原子力発電環境単位数量当たりの第二種最終処 分業務に必要な金額	
原子力発電環境第二種特定放射性廃棄物一立方 メートル当たり五千七百四十四 万六千円	

- 附 則 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一四年二月八日経済産業省
令第二三号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一五年一月二四日経済産業
省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一六年二月二日経済産業省
令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年二月一日経済産業省
令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一八年一月二六日経済産業
省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一月二六日経済産業
省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年一月二五日経済産業
省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月三〇日経済産業
省令第三九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一月二六日経済産業
省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年二月二八日経済産
業省令第七一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年二月一七日経済産
業省令第六一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一月三二日経済産
業省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年二月一三日経済産
業省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月二二日経済産
業省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日経済産
業省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月一八日経済産
業省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年二月八日経済産業省
令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年二月一三日経済産
業省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三二年二月七日経済産業省
令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月一四日経済産業省
令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月九日経済産業省令
第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一月三二日経済産業省
令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一月二七日経済産業省
令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月二四日経済産業省
令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。